

## 伊万里市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）及び平成22年8月9日に佐賀県伊万里警察署（以下「伊万里署」という。）と締結した「伊万里市が行う行政事務からの暴力団排除合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、市が行う契約等からの暴力団等の排除に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、合意書第2条に定めるところによる。

### (排除措置の実施範囲)

第3条 市長は、所掌する契約等において、法令に反しない限り、暴力団等に対する排除措置を実施するものとする。

2 市長は、市が行う契約等のうち所掌しない契約等において、その契約等の権限を有する者に対し、法令に反しない限り、暴力団等に対する排除措置を実施するよう要請するものとする。

### (契約等対象者への周知)

第4条 市長は、排除措置を実施する契約等を行おうとするときは、その契約等から暴力団等を排除すること及び暴力団等に該当する疑いがあるときは伊万里署に照会することを当該契約等の対象者となりうる者（以下「契約等対象者」という。）に対し周知しなければならない。

### (誓約書等の提出)

第5条 市長は、必要に応じて契約等対象者に対し、自己又は自社の役員等が暴力団等でない旨を様式第1号による誓約書又はその旨を記載した申請書等により、誓約させるものとする。

2 市長は、契約等対象者が前項の規定による誓約に応じない場合は、当該契約等対象者と契約等を行わないものとする。

(伊万里署への照会)

第6条 市長は、前条の規定により誓約された事項について、確認する必要があると認めるときは、様式第2号により伊万里署へ照会するものとする。

(排除措置の実施)

第7条 市長は、前条の規定による照会の結果、契約等対象者が暴力団等に該当することが判明したときは、排除措置を実施しなければならない。ただし、暴力団等が所有する土地を取得する必要がある場合その他契約等の目的及び内容から暴力団等と契約等を行う必要がある場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により排除措置を実施したときは、当該排除措置の対象者（以下「排除措置対象者」という。）に対し、その旨を様式第3号により直ちに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により排除措置を実施した場合において、伊万里署と協議のうえ必要があると認めるときは、当該排除措置対象者の氏名、商号又は名称（法人である場合においては、その代表者の氏名を含む。）、住所又は所在地及び排除措置の理由を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、伊万里市公告式条例の規定の例によるもの、入札契約担当課での閲覧及び伊万里市のホームページへの掲載の全部又はいずれかの方法によるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。この場合において、必要があると認めるときは、伊万里署と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。